

Title	開発途上国における知的財産制度の発展への影響
Author(s)	谷治, 和文; 長岡, 貞男
Citation	年次学術大会講演要旨集, 40: 484-487
Issue Date	2025-11-08
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	<a href="https://hdl.handle.net/10119/20263">https://hdl.handle.net/10119/20263</a>
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨



## 1 F 2 2

### 開発途上国における知的財産制度の発展への影響

○谷治 和文（成城大学）、長岡 貞男（RIETI、一橋大学名誉教授）  
yaji@seijo.ac.jp

#### 1. 研究背景・目的

1995年にWTO設立協定付属書1CとしてTRIPS協定(Agreement on Trade Related Aspect of Intellectual Property Rights)が発行された。そのために、経済発展水準による例外措置はあるものの、先進国、新興国、発展途上国に関係なく、WTO加盟国は全て知的財産に関する基本的な法律が規定され、世界的に知的財産保護の制度整備が進みつつある。加えて、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)、包括的経済連携（RCEP）協定などTRIPSを補完する地域的な協定も存在し、こうした知的財産制度整備の契機となっている。

しかしながら、発展途上国や新興国において、国内産業の発展に合わせて知的財産制度の活用が如何に高度化していくのか(商標のみ活用⇒実用新案の活用、実用新案のみ活用⇒特許出願の活用、国内出願のみ⇒国際出願等)、またそれが産業発展にどのような影響を及ぼすかに関する研究は乏しい状況である。

そこで、本研究では、日本と韓国において、産業の発展に応じて、産業財産権(商標、実用新案、特許、意匠)の活用がどのように高度化したかを研究すると共に、産業財産権制度が産業の発展にどのように影響を与えたかを研究し、今後における ASEAN 諸国をはじめとする発展途上国における産業発展における国の制約及び企業としての知財戦略の在り方の検討に貢献することを目的としている。

#### 2. 研究方法

##### 2. 1 概要

日本、現在は先進国となった韓国における産業財産権の長期的な出願推移(登録についても把握)を調査し、その産業発展との関係を分析する。出願推移については、海外からの出願(海外出願)と自国出願(企業を中心、大学、個人も重要だが)からの出願(自国出願)の両方の推移を調査し、また自国企業の国際出願も把握する。産業発展の指標として、GDP(製造業及び全体)、研究開発費、輸出等を考慮して、産業財産権活用の高度化がとの関係を分析する。

日本については、1945年～2000年、韓国については1980年～2022年(2021年におけるUNCTADにおいて先進国に分類)を対象として、両国とも10年毎に期間を区切った分析を実施する。1945年の終戦後から成長著しい日本、80年代に成長著しい韓国は、現在の途

上国の成長の参考になることから、10年毎に区切り、その結果を分析することにより、ミャンマー、カンボジア、タイ、インドネシア、インドなどのそれぞれの国の参考とするものである。

また、上記のマクロ分析の背景にあるメカニズムを理解するために、企業成長に伴う知的財産活用の変化の動態を日本企業のマイクロデータによる分析で補完する。

## 2. 2 データ分析

日韓について、それぞれの知財庁に対する内外出願人の出願件数、国内出願人の海外出願を利用して構築した知財活動の高度化の分析を行なう。出願件数と登録件数の両者の数値を活用する。この高度化については、知財庁への出願件数、登録件数に基づいて、国としての知財戦略（知財政策）が、国の発展に与える影響を分析するものである。

特許、実用新案、意匠及び商標を対象とする。国内産業の知財活動の高度化を示す指標として、外国出願人からの出願件数、国内出願人の海外出願件数、国内出願人の特許出願件数あるいは登録件数、商標登録出願の出願、あるいは登録件数、実用新案登録の出願件数、登録件数などが候補である。分析にあたっては、知財制度の変更が出願や登録に与えた影響も可能な限り勘案し、海外の知的財産取得の基礎として、国内の知財制度が活用されている状況も把握する。また、技術分野の差も考慮する。韓国については、データの入手可能性から、より簡素化した研究を行う。

上記を補完して、知的財産活動調査（企業活動基本調査）を活用した日本企業の個票データによって、企業成長に伴って、企業が活用する知的財産の活用が高度化していく状況を分析する。企業年齢、企業規模（売り上げ、従業員数など）、研究開発費を用いて、上記の高度化の指標がどのように変化するかを、クロスセクションと時系列で分析する。産業別（研究開発集約型産業とそれ以外など）の差も明らかにする。

## 2. 3 制度の分析

環太平洋パートナーシップ協定（TPP）、包括的経済連携（RCEP）協定などTRIPSを補完する地域的な協定にある知財制度規定が、日本においていつ導入され、どのような役割を果たしてきたかを分析する。可能な範囲で、日本国特許庁、日本の企業、韓国の企業、JETROなどでヒアリングを実施し、文献による分析を補完する。

## 3. データ分析結果

日本国特許庁に対する特許出願、実用新案登録出願、商標登録出願、意匠登録出願の戦後の出願状況を調査し、比較分析を実施する。図1は、1945年～1954年までの、特許出願件数、実用新案登録出願件数、商標登録出願件数、意匠登録出願件数を比較したグラフになっている。

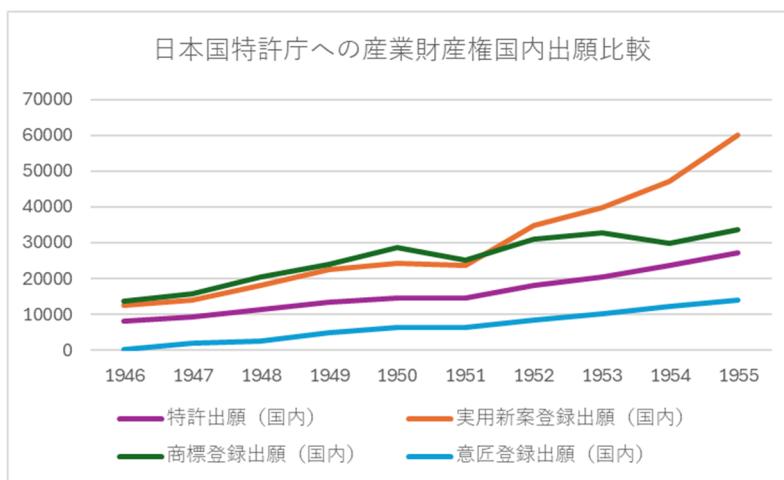


図1：日本国特許庁への産業財産権出願推移（1946年～1955年）

終戦直後の経済が不安定な期間においては、商標登録出願件数が最も多く、続いて実用新案登録出願件数が若干であるが多い状況で、続いて特許出願件数が商標登録出願件数の半分程度の数となっており、意匠登録出願件数が特許出願件数の半数程度となっている。いずれの出願件数も1945年から10年間は増加傾向にあり、特に実用新案登録出願件数が1952年以降急激に増加していることがわかる。1952年は日本が独立した年であり、日本が戦後の独立後に技術立国へと向かう傾向があることがわかる。つまり、日本国特許庁への出願については、商標登録出願⇒実用新案登録出願という知的財産出願の活用の高度化がなされていたことがわかる。

本研究では、1956年以降の特許、実用新案、商標、意匠の4つの出願について比較分析を実施し、知的財産が日本の経済に及ぼす影響及び、日本全体の知的財産の高度化について分析を行なっている。

さらに、日本の民間企業も複数選出して、企業の知的財産の高度化及び売り上げとの関係について分析を行なっている。

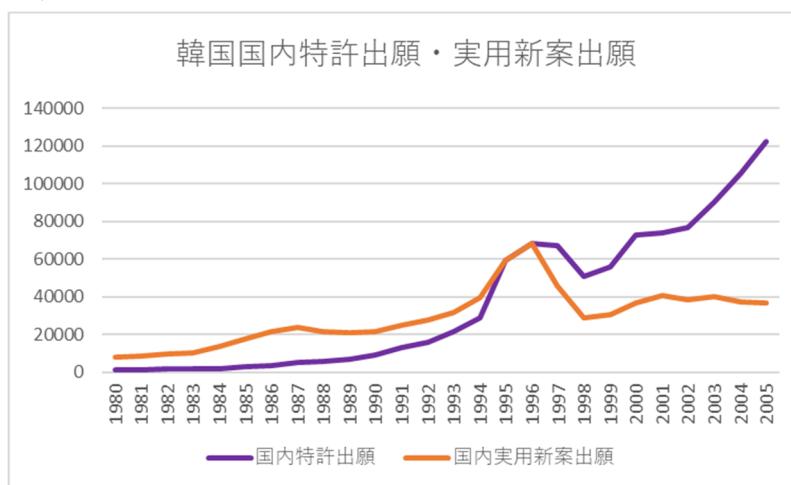


図2：韓国知財庁への特許出願・実用新案出願推移（1980年～2005年）

また、1987年に民主化宣言を行なった韓国についても、図2に示しているように1980年からの知的財産権の出願の状況を調査・分析しており、実用新案制度が当初は多く出願されていたが、韓国政府が技術開発を推進すると、特許出願件数が実用新案登録出願を上回ることになり、実用新案登録出願制度が大きな影響を及ぼしていることも明らかになった。つまり、実用新案制度の活用⇒特許出願制度の活用と韓国の出願人全体で、知財制度の高度化がなされていることが明らかになった。

### 3.まとめ

○戦後経済不安定な時期においては、商標登録出願が積極的にされており、実用新案登録出願も同じく積極的にされていることが明らかになった。

○1952年における日本の独立後に、特に技術開発の推進がなされており、その政策的な影響もあり実用新案登録出願件数が、急激に増加していることが明らかになった。

○日本国特許庁への出願の側面からは、戦後の1946年以降について知的財産制度の高度化がなされていることが明確となり、商標⇒実用新案という高度化が成立していることが明らかになった。

○韓国についても、特許分析、実用新案登録分析を行なっており、実用新案登録出願制度の活用⇒特許出願制度の活用と知財制度の活用の高度化がなされていることが明らかになった。

### 参考文献

1. WTO、TRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）、2017年1月23日、<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/trips/index.html>
2. WIPO，“WIPO IP STATISTICS DATA CENTER”，2023年12月，<https://www3.wipo.int/ipstats/key-search/indicator>
3. Intellectual Property Office of the Philippines（IPOPHIL），IPOPHIL HP，<https://www.ipophil.gov.ph/socially-relevant-technologies-srt-project/socially-relevant-technologies-srt-project-2024/>
4. 特許庁、「特許庁年報」第1巻～第15巻
5. 特許庁、「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定における産業財産権分野の概要」、<https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/epa/rcep.html>